

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-7	コンプライアンス規程	第 1.1 版	2024 年 8 月 1 日

コンプライアンス規程

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-7	コンプライアンス規程	第 1.1 版	2024 年 8 月 1 日

目次

第 1 条（総則） 1

第 2 条（定義） 1

第 3 条（基本方針） 1

第 4 条（従業者の責務） 1

第 5 条（従業者の禁止事項） 1

第 6 条（通報の義務） 1

第 7 条（懲戒処分等） 1

第 8 条（免責の制限） 1

第 9 条（事前相談） 2

第 10 条（コンプライアンス研修） 2

第 11 条（反社会勢力の排除） 2

第 12 条（本規程からの逸脱） 2

第 13 条（改訂とその履歴） 2

第 14 条（本規程の施行・適用時期） 2

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-7	コンプライアンス規程	第 1.1 版	2024 年 8 月 1 日

（総則）

第 1 条 「コンプライアンス規程」（以下、「本規程」という。）は、ケアーズ訪問看護リハビリステーションさかど（以下、「当事業所」という。）におけるコンプライアンスについて定義する。

（定義）

第 2 条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令、社内規則及び企業倫理（以下、「法令等」という。）を遵守することをいう。

（基本方針）

第 3 条 当事業所は、設置主体である株式会社メディカルタスクフォース（以下、「当社」という。）の経営理念に従い、コンプライアンスを企業活動の基本方針とする。

（従業員の責務）

第 4 条 従業員は、前条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

（従業員の禁止事項）

第 5 条 従業員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の従業員の法令等に違反する行為を黙認する行為

（通報の義務）

第 6 条 従業員は、他の従業員が前条に違反する行為を行っていることを知った場合、速やかに当社代表取締役へ通報しなければならない。

（懲戒処分等）

第 7 条 当社代表取締役は第 5 条の規定に違反した従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行行使することができる。

（免責の制限）

第 8 条 従業員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと

文書番号	標題	版番号	施行日
SOP-7	コンプライアンス規程	第 1.1 版	2024 年 8 月 1 日

- (3) 他の従業者の指示・教唆により行ったこと
- (4) 当社の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第 9 条 従業者は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、当社代表取締役役に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第 10 条 当社は、次に掲げる目的のため、必要に応じて研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(反社会勢力の排除)

第 11 条 当社が行う事業の運営にあたっては、坂戸市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日条例第 29 号）に規定する暴力団を利用することのないようにする。また、暴力団排除活動に関する施策に協力するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することとする。

(本規程からの逸脱)

第 12 条 本規程からの変更または逸脱については、その理由、対応及び承認結果等、必要な要件を含む記録を作成する。

(改訂とその履歴)

第 13 条 本規程の改訂は、代表取締役が立案し、関連部門との合議を経て、代表取締役がこの承認を決する。原則として、年 1 回の見直しを行うほか、当局の通知あるいは指導等により必要と認められる場合には、その都度改訂を行う。尚、改訂版には、作成年月日、承認年月日、施行年月日及び改訂版番号を記すとともに、その改訂履歴を付す。

(本規程の施行・適用時期)

第 14 条 本規程第 1.0 版（2018 年 11 月 1 日施行）を 2024 年 8 月 1 日付で改訂し、本規程第 1.1 版とする。

本規程第 1.1 版は、2024 年 8 月 1 日から施行し、同日より適用する。